

第1章

江東区生物多様性地域戦略の 策定の背景と概要

- 1 生物多様性について
- 2 生物多様性に関する国内外の動き
- 3 江東区生物多様性地域戦略の概要

第1章の色 —白群—

藍銅鉢から得られる岩絵の具の色のひとつ色。仏画や夏の装いに使われ、清らかな印象を与えます。

◆表紙の生きもの —イソシギー—

第1章の概要

1 生物多様性について P.3~

◆ 生物多様性とは

「様々な生きものが存在し、全ての生きものがつながっていること」であり、3つの視点があります。

【生態系の多様性】

樹林や河川、湿地、海等

【種の多様性】

約3,000万種の生きもの

【遺伝子の多様性】

同種でも異なる形や模様

◆ 生物多様性の恵み

私たちの暮らしは、生物多様性の4つの恵みにより支えられています。

【基盤サービス】

酸素供給、気温調節等

【供給サービス】

食べ物、医薬品、木材等

【文化的サービス】

レクリエーション等

【調整サービス】

災害軽減、水質浄化等

◆ 生物多様性の危機

生物多様性は4つの危機に直面しており、都市部での活動も直接的・間接的な影響を生物多様性に及ぼしています。

【第1の危機】

開発や乱獲等により自然環境が破壊されること

【第2の危機】

人が自然環境を利用しなくなったことで生態系のバランスが崩れること

【第3の危機】

人が持ち込んだものにより生きものの生息・生育が脅かされること

【第4の危機】

地球環境の変化により動植物の生息・生育環境が変化すること

2 生物多様性に関する国内外の動き P.7~

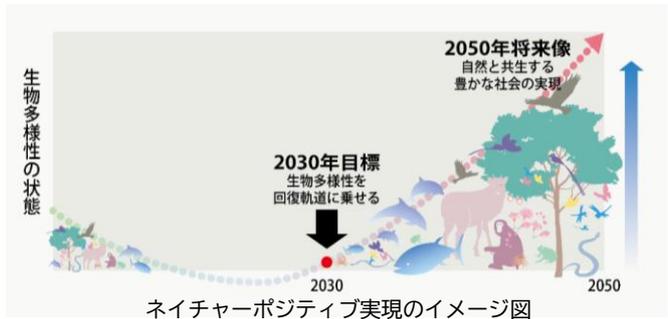
◆ 世界・日本・東京都の動向

令和4(2022)年に「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、「2050年ビジョン：自然と共生する世界の実現」、「2030年ミッション：ネイチャーポジティブ（考え方の通称）の実現」が掲げられています。

日本及び東京都では、世界の動向を受け国家戦略・都戦略を策定し、目標達成に向けた具体的な取組が進められています。

◆ 国内外の認証制度

生物多様性の保全を支える取組として、「自然共生サイト（環境省）」をはじめとする様々な認証制度の活用が広がっています。



ネイチャーポジティブ実現のイメージ図
【出典】東京都「東京都生物多様性地域戦略」（令和5（2023）年4月）
※「A Nature-Positive World: the Global Goal for Nature, Naturepositive」（Locke et al., 2021）作成の図を基に東京都が加工した図を引用

3 江東区生物多様性地域戦略の概要 P.13~

◆ 江東区で本戦略を策定する意義

江東区は、明治期以降の埋立や工業化により失われてきた自然を回復させるため、「CITY IN THE GREEN（みどりの中の都市）」を掲げ、荒川や隅田川、東京湾といった水辺に恵まれた地形を活かした親水公園や水辺の散歩道、ポケットエコスペース等の整備により、新たな都市生態系として生物多様性を育んできました。

区では、生物多様性を保全し、次世代へ確実に引き継ぐため、また、生物多様性がもたらす恩恵による区民のウェルビーイング（p15 コラム参照）の一層の向上を図るため、現在直面しているさまざまな課題に対応し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていきます。

その実現に向け、2050年の将来像と2030年の目標を掲げた「江東区生物多様性地域戦略」を策定します。



ポケットエコスペースの維持管理

区民の憩いの場：横十間川親水公園

1 生物多様性について

(1) 生物多様性とは

「生物多様性」とは・・・

様々な生きものが存在し、全ての生きものがつながっていること

「生物多様性」とは、様々な種類の生きものが、それぞれの個性や役割を持ちながら、互いに関わり合い、存在していることを指します。また、生きものが生きていくためには、それぞれに適した環境が必要であり、多様な生きものとともに、多様な環境が存在することも重要です。生物多様性は、主に「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの視点から考えられています。

【生態系の多様性】

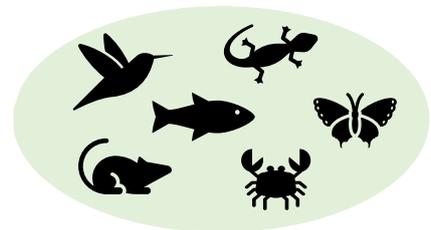
地球上には、山や河川、樹林、湿地、干潟、海等、様々な自然環境があり、それぞれに生きもの同士のつながり（生態系）が存在しています。

こうした生態系は、江東区のような都市部でも、河川や運河、ポケットエコスペース等の淡水池といった水辺、公園や河川・運河沿いの緑地、街路樹、建物の周りの緑、家庭の庭等、人々の暮らしの中に広がっています。



【種の多様性】

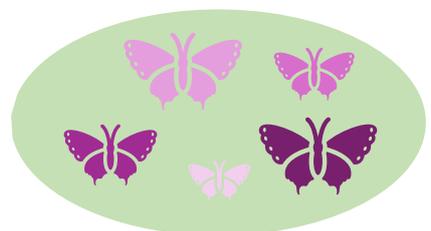
地球上には、約 3,000 万種もの生きものが存在するといわれています。これには、植物や動物だけでなく、細菌等の微生物も含まれており、非常に多くの種類の生きものが棲んでいます。



【遺伝子の多様性】

同じ種類の生きものでも、それぞれ異なる遺伝子を持っているため、形や模様等に違いがあります。こうした違いから多様な個性が生まれます。

例えば、私たち一人ひとりの顔が違うのも、遺伝子の多様性による違いです。



(2) 生物多様性の恵み

私たちの暮らしは、生物多様性によってもたらされる4つの「生態系サービス（生物多様性の恵み）」によって支えられています（図 1-1）。これらには、基盤サービス（酸素供給や水循環等）、供給サービス（食べ物や医薬品等の供給）、文化的サービス（自然とのふれあい等）、調整サービス（災害軽減や水質浄化等）が含まれます。生物多様性が失われると、これらの恩恵を受けられなくなり、今まで当たり前だった生活が難しくなるおそれがあります。

そのため、生物多様性の大切さを改めて認識することが重要であり、更に、生物多様性の保全や持続的な利用といった行動につなげていくこともまた重要です。

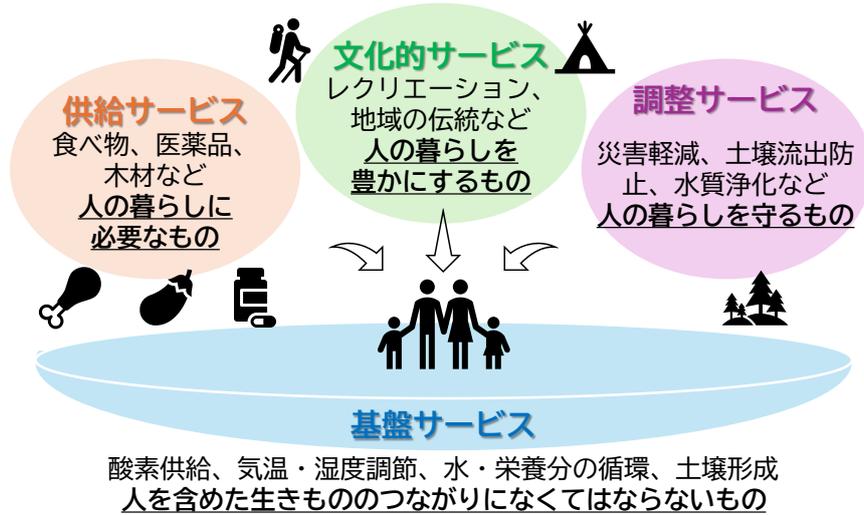


図 1-1 生物多様性がもたらす4つ生態系サービス（生物多様性の恵み）

【出典】環境省ウェブサイト「生物多様性のめぐみ」（https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/biodiv_service.html）を参考に江東区作成

コラム 生物多様性が失われるとどうなる？

生物多様性が失われると、生態系のバランスが崩れるだけでなく、生物多様性の恵みである食べ物や木材等の暮らしに必要なものが失われる他、感染症が拡大する、医薬品の開発ができなくなる、水害等の自然災害が起こりやすくなる等、私たちの暮らしに大きな影響が生じてしまいます。

江東区で考えられる影響	具体的な内容
食料や衣服、燃料等がなくなる	私たちの生活に必要な食料や衣服、医薬品、木材、燃料等は、ほとんどが生物多様性の恵みから成り立っており、なくなってしまうと生きていくことができません。
自然災害が増える、地球温暖化が更に進む	江東区は荒川や隅田川の河口にある低地のため、上流域の森林や水田がなくなると、水害等の自然災害が今よりも多く発生する可能性があり、深刻な被害が心配されます。
江東区の文化や特色が失われる	江東区には江戸東京野菜や深川めし、各地にある花の名所等、生物多様性の恵みである様々な文化がありますが、生物多様性が失われるとこれらの区の特色も失われます。

【出典】環境省「平成22年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」（平成22（2010）年）

コラム バイオミメティクス（バイオミミクリー）

私たちの暮らしの中には、生きものの形や機能を真似することで新しい技術を生みだし、人々の生活を豊かにしているものがあります。そのようなものをつくり出す技術をバイオミメティクスと言います。下表にいくつかの例を示します。

生きものの形には様々な機能が備わっており、生物多様性が守られることは、人の豊かな生活にも役立っています。

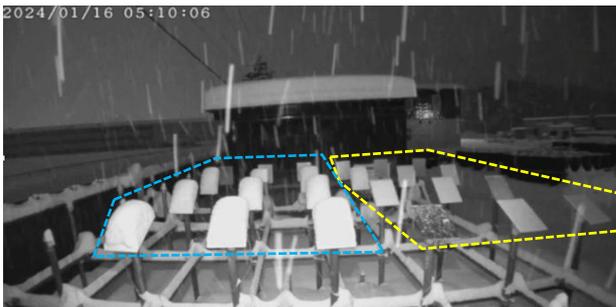
対象生物	ヒント	機能	製品
ハチ	ハチの巣の形	軽くて丈夫な構造	・ 段ボール ・ サッカーゴールネット
ハス（植物）	葉の表面構造	水をはじき汚れが付きにくい	・ ヨーグルトの蓋 ・ フライパン
カワセミ	くちばしの形	空気抵抗が少ない形	・ 新幹線の先頭車両
サメ	肌の構造	水の抵抗が少ない	・ 競技用水着
オナモミ	種の表面のトゲ	衣類にくっつきやすい	・ 面ファスナー
ガ	目の表面構造	光を反射しにくい	・ 反射防止フィルム
カ	口吻（口）の構造	するどい口先の形	・ 痛くない注射針

【オナモミの実と面ファスナー】



オナモミの実（写真左）は先端がかぎ状になった棘を持ち、動物の体毛等の繊維に絡みついたため「ひつつき虫」とも呼ばれています（写真中央）。面ファスナーはこの構造に着想を得て製品化されました（写真右）。

【ナメクジの粘液と自己潤滑性ゲル（SLUG：Self-Lubricating Gel）】



《着雪を検証した実験》

SLUG フィルムを貼り付けた場所（写真右から3列：黄色点線）では雪が滑落していることがわかります。

ナメクジが粘液を使って体表面の汚れを落とす仕組みを模倣した「自己潤滑性ゲル」という材料の実証実験が進められています。

SLUG は、シリコーン樹脂とシリコーンオイルから構成されたゲル状物質であり、低温環境下で表面にオイルがにじみでることで、液体や固体の汚れが付きにくくなることが実証されています。これにより、着雪を防止し標識や信号機等における着氷、着雪の雪害軽減が期待されます。

【出典】 国立研究開発法人産業技術総合研究所ウェブサイト「産総研マガジン “バイオミメティクス” とは？」
https://www.aist.go.jp/aist_j/magazine/20241127.html
 株式会社 IKUSA ウェブサイト「SDGs コンパス バイオミミクリーとは？ものづくりの例9選を紹介」
<https://sdgs-compass.jp/column/7907>

(3) 生物多様性の危機

生物多様性は様々な人間活動によって急速に失われてきており、現在、4つの大きな危機に直面しています。これらの影響により、生きものが絶滅する速さは自然状態の約1,000倍とも言われており、日本では野生の動植物のおよそ3割が絶滅の危機にあります。特に人口が多い都市部では、人の活動が生態系に直接的・間接的な影響を与えていると考えられています。

【第1の危機】

開発や乱獲等により自然環境が破壊されること



【第2の危機】

人が自然環境を利用しなくなったことで生態系のバランスが崩れること



【第3の危機】

人が持ち込んだものにより生きものの生息・生育が脅かされること



【第4の危機】

地球環境の変化により動植物の生息・生育環境が変化すること



【出典】環境省ウェブサイト「生物多様性に迫る危機」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/biodiv_crisis.html)
を基に江東区作成

コラム 環境問題

現在、地球は「気候変動」、「生物多様性の損失」、「化学汚染」の3つの世界的危機に直面していると言われています。

① 気候変動

温室効果ガスの排出等の様々な人類の活動の結果、令和6(2024)年には世界や日本の年平均気温が観測史上最高を記録しました。産業革命以前より1.45℃上昇(2023年時点)しており、「地球温暖化」の時代は終わり「地球沸騰化」の時代になったとも言われています。

② 生物多様性の損失

過去に5度発生した地球上での生物の大絶滅が、現在6度目を迎えていると言われています。特に今回の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて、種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動によるものと考えられています。

③ 汚染

化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染が、生きものや人間の健康に影響を及ぼしています。例えば、世界の排水の80%以上が未処理のまま環境中に放出されていると言われています。

【出典】環境省「第六次環境基本計画」(令和6(2024)年5月)
IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」(令和2(2020)年3月、環境省出版)

2 生物多様性に関する国内外の動き

生物多様性の危機は、日本だけの問題ではなく、世界全体で注目されている重要な課題です。平成 22 (2010) 年以降、生物多様性に関する国内外の取組が大きく進展し、それに伴い、様々な計画の策定や制度の整備が進められています (図 1-2)。

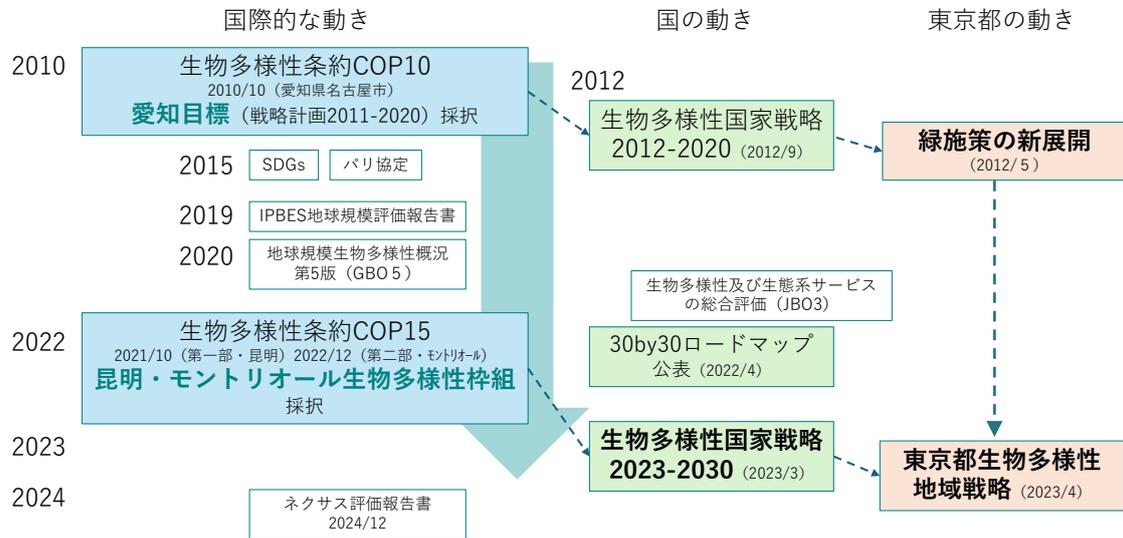


図 1-2 昆明・モントリオール生物多様性枠組と
国家戦略・東京都戦略に係る国内外の主な動き

【出典】環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き (令和 5 年度改訂版)」(令和 5 (2023) 年 5 月) を基に江東区作成

(1) 世界の動向

1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年の国連総会で、17 の国際的な「持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals (以下、「SDGs」という。))」が採択されました。17 個の目標は互いに関係し合っているため、1 つの課題に取り組むことで他の課題の解決にもつながることが期待されています (図 1-3)。

SDGs の達成に向けて、生物多様性の保全・回復・持続可能な利用は大切なことです。



図 1-3 SDGs ウェディングケーキモデル

【出典】東京都「東京都生物多様性地域戦略」(令和 5 (2023) 年 4 月)
※Stockholm Resilience Centre 作成の図を基に東京都が加工した図を引用

2) 昆明・モンリオール生物多様性枠組

平成 5 (1993) 年に「生物多様性条約」が発効されて以降、平成 22 (2010) 年の国連生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) では、生物多様性の損失を止めるために「愛知目標 (令和 2 (2020) 年までの国際目標)」が採択されました。更に令和 4 (2022) 年には、その後継として「昆明・モンリオール生物多様性枠組 (GBF)」が採択されました。この枠組では、令和 12 (2030) 年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動が求められています。この考え方は「ネイチャーポジティブ」と呼ばれ (図 1-4)、今後の政策における重要なキーワードです。

この枠組には、令和 32 (2050) 年の将来像や、陸と海の 30%以上を健全な生態系として守る「30by30 目標」等が含まれています。

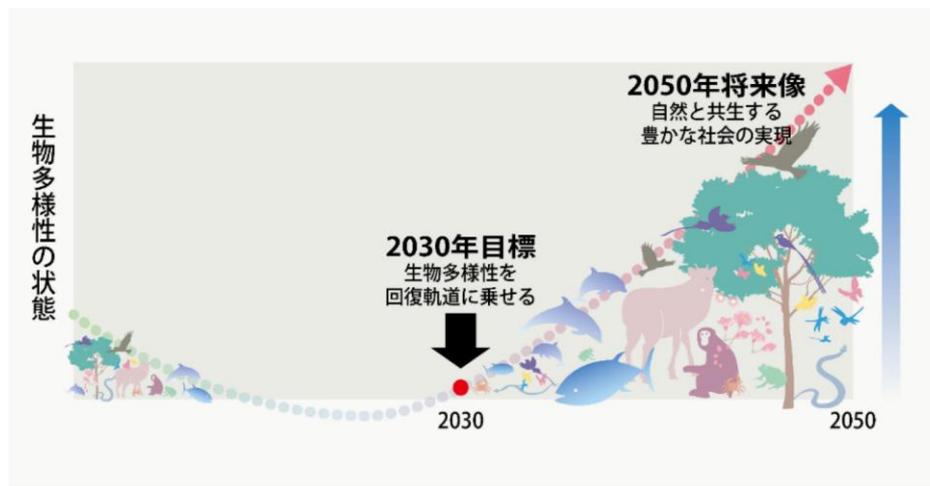


図 1-4 ネイチャーポジティブ実現のイメージ図

【出典】東京都「東京都生物多様性地域戦略」(令和 5 (2023) 年 4 月)

※「A Nature-Positive World: the Global Goal for Nature, Naturepositive (Locke et al., 2021)」作成の図を基に東京都が加工した図を引用

2050年 ビジョン		2050年 グローバルゴール	
自然と共生する世界の実現		ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用
		ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保
2030年 ミッション		2030年 グローバルターゲット	
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる		生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13
		実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14~23	
1. 生物多様性への脅威を減らす		2. 人々のニーズを満たす	
ターゲット1	空間計画の策定と効果的管理	ターゲット9	野生種の持続可能な管理
ターゲット2	生態系の回復	ターゲット10	農林漁業の持続可能な管理
ターゲット3	「30by30」/保護地域及びIOECM	ターゲット11	自然の恵みの回復、維持及び増大
ターゲット4	種・遺伝子の保全、野生生物との共生	ターゲット12	都市の緑地親水空間の確保
ターゲット5	生物の利用、採取取引の適正化	ターゲット13	公正、衡平な遺伝資源の利益配分 (ABS)
ターゲット6	侵略的外来種対策		
ターゲット7	汚染防止、栄養塩類の流出・農業リスクの半減		
ターゲット8	気候変動対策 (含、NbS/EbA)		
			3. 実施と主流化のためのツールと解決策
			ターゲット14 生物多様性の主流化
			ターゲット15 ビジネスの影響評価・開示
			ターゲット16 持続可能な消費
			ターゲット17 バイオセーフティ
			ターゲット18 有害補助金の特定・見直し
			ターゲット19 資金の動員
			ターゲット20 能力構築、科学・技術の移転及び協力
			ターゲット21 情報・知識へのアクセス強化
			ターゲット22 女性、若者及び先住民の参画
			ターゲット23 ジェンダー平等

図 1-5 昆明・モンリオール生物多様性枠組のターゲット 23 項目

【出典】環境省「昆明・モンリオール生物多様性枠組」(令和 5 (2023) 年 3 月)

コラム

生物多様性の向上の重要性～ネクサス評価報告書より～

生物多様性の維持や向上にむけて、取り組む意義について考えてみます。

令和6（2024）年12月に公表された「ネクサス評価報告書」では、生物多様性、水、食料、健康、気候変動という複数の危機（要素）は、互いに関係し合っており、各要素間の「ネクサス（つながり）」が明らかにされています。

これら5つの要素は相互に関わり合っており、ある要素の向上が他の要素の向上を導くこと（相乗効果）が見られる場合もあれば、あるネクサス要素の向上が他の要素の低下を導くこと（トレードオフ）が見られる場合もあります。ネクサス評価報告書では、こうした様々なシナリオタイプにおける各ネクサス要素の将来的な変化を予測した結果を示しています。

表 6種類のシナリオタイプにおける、各要素の将来的な変化

シナリオタイプ	ネクサス要素への影響					
	🌿 生物多様性	💧 水	🍴 食料	💓 健康	🌡️ 気候変動	
自然志向型ネクサス	▲▲▲	▲▲	▲	▲	▲▲	▲▲ とてもポジティブ
バランス型ネクサス	▲	▲	▲▲	▲▲	▲	▲▲ 中程度にポジティブ
生態系保全ファースト	▲▲	～	▼	～	▲	▲ ややポジティブ ～ いろいろ
気候変動緩和ファースト	▼	～	▼	▲	▲▲	▼ ややネガティブ
食料ファースト	▼	▼	▲	▲	▼	▼ 中程度にネガティブ
自然の搾取	▼	～	▼	▼	▼	▼ かなりネガティブ

表に示したとおり、全ての要素が最高レベルの「向上」（“とてもポジティブ”）となるシナリオはなく、全ての要素を同時に改善することはそう簡単ではないことがわかります。ただし、全ての要素で“ややポジティブ”～“とてもポジティブ”とすることは可能です。

人類を取り巻く複数の危機を解決し、豊かな生活の実現を目指すには、複数の要素が関わり合っていることを意識し、各要素の最大化を図りながら生物多様性の向上に取り組む必要があります。



▲詳しくはこちら

出典：国立研究開発法人国立環境研究所ウェブサイト

「生物多様性、水、食料、健康、気候変動の危機を同時解決するために-IPBES「ネクサス評価報告書」を読み解く」
(https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/nexus_assessment.html)

※掲載図は、「IPBES ネクサス評価報告書政策決定者向け要約」の図をもとに国立環境研究所にて作成したものと

コラム NbS (エヌビーエス)

NbSとは、「Nature based Solution (自然を活用した解決策)」の略称であり、自然の持つ力を活かして、私たちの社会が抱える様々な課題を解決しようとする考え方で

す。例えば、森や湿地、河川や海等の自然環境には、洪水を防いだり、空気をきれいにしたり、気温を調整したりする働き(調節機能)があります。こうした自然の機能をうまく活用することで、気候変動への対応や災害のリスク軽減、生物多様性の保全、地域の活性化等に役立てることが出来ます。

また、NbSの最大の特徴は、一つの取組で複数の効果が得られることです。例えば、里山の手入れをすることで、野生動物との^{あつれき}軋轢を減らしながら、地域の景観を守り、観光資源としても活用できます。更に、海岸林を整備することで、津波や高潮の被害を減らしつつ、生きものの棲みかを守ることも出来ます。加えて、NbSは地域の人々が主体となって取り組むことができるため、地域の絆を深めたり、自然とのふれあいを通じて心身の健康にも良い影響をもたらしたりします。

NbSには、社会課題の解決において、自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラに関する取組」、「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」、「生態系を活用した適応策(EbA)」等が含まれます。



NbSを通じた地域づくりのイメージ

▲詳しくはこちら

【出典】環境省ウェブサイト「自然を活用した解決策(NbS: Nature based Solution)」
(<https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/nbs.html>)

(2) 日本の動向

日本では、平成 7 (1995) 年に「生物多様性国家戦略」が策定され、平成 20 (2008) 年には「生物多様性基本法」が施行されました。平成 24 (2012) 年には「愛知目標」に対応した戦略が、令和 5 (2023) 年には「昆明昆明・モントリオール枠組」^{こんめい}に対応した「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました(図 1-7)。この戦略では、全ての国民が自然資本を守り活用する行動を実践し、令和 12 (2030) 年までに生物多様性の損失を止めて回復させる「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現を目指しています。

また、企業経営においても生物多様性や自然資本の重要性が高まっていることを受け、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(通称:生物多様性増進活動促進法)」が施行されました。これは、ネイチャーポジティブの実現に向けて、地域における企業等の生物多様性に関する活動を促進するため、活動に対する認定制度の創設と手続きの簡素化等を定めた法律です。これにより、企業を中心とした多様な主体を巻き込み、生物多様性の保全と増加に向けた取組を加速させることが期待されています。

- 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への対応と、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的な変革
- 30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系の確保と、自然の恵みの維持回復
- 自然資本を守り生かす社会経済活動(自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組)の推進

図 1-6 生物多様性国家戦略 2023-2030 の要点

【出典】環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」

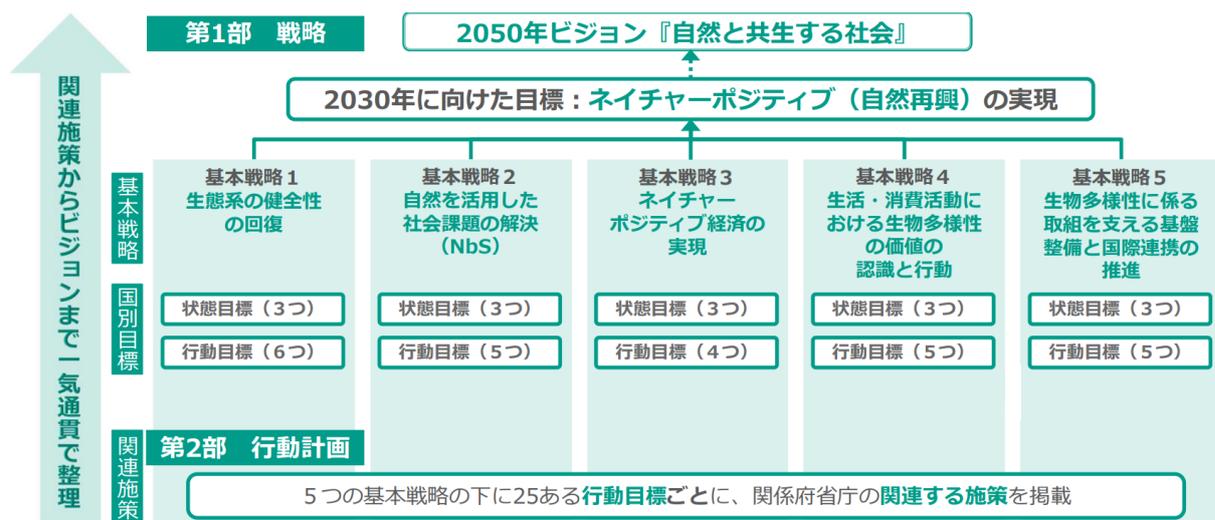


図 1-7 生物多様性国家戦略 2023-2030 の構成・指標

【出典】環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」

(3) 東京都の動向

東京都では、平成 24 (2012) 年に「緑施策の新展開」が策定され、令和 5 (2023) 年にはその改定版として「東京都生物多様性地域戦略」がまとめられました (図 1-8)。この戦略では、令和 32 (2050) 年に向けた東京の将来像を示し、令和 12 (2030) 年までに生物多様性を回復軌道に乗せることを目標としています。

江東区のような低地帯では、「都市に残された緑地のエコロジカルネットワークの保全と回復」、「海岸の干潟や浅場の保全と再生」、「都心農地の保全と農業体験機会の拡大」、「外来種の防除」等が重点的に進められています。

また、自然地の減少、侵略的外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響等を踏まえ、3 つの基本戦略を定めています。これらの戦略に基づき、目標の達成に向けた具体的な取組が進められています。

2050年の東京の将来像

基本理念

自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す

2030年目標

自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、**生物多様性を回復軌道に乗せる = ネイチャーポジティブの実現**

2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

基本戦略ごとの行動目標

- ・生物多様性バージョンアップエリア 10,000+
- ・新たな野生絶滅 ZERO アクション
- ・Tokyo-NbS アクションの推進 ~自然に支えられる都市東京~
- ・生物多様性都民行動 100% ~一人ひとりの行動が社会を変える~

図 1-8 東京都生物多様性地域戦略の概要

【出典】東京都「東京都生物多様性地域戦略【概要】」(令和 5 (2023) 年 4 月) を基に江東区作成

3 江東区生物多様性地域戦略の概要

(1) 生物多様性地域戦略とは

平成 20（2008）年に「生物多様性基本法」が制定され、この法律により「生物多様性国家戦略」が法律上で位置づけられました。その後、平成 22（2010）年、平成 24（2012）年、令和 5（2023）年に内容の見直しが行われています。また、この法律では、地方公共団体が「生物多様性地域戦略」を策定することが努力義務として定められています。

「生物多様性地域戦略」は、生きものの多様性を守り、自然の恵みを持続的に活用しながら、魅力ある地域づくりを進めるための取組をまとめたものです。この戦略は、それぞれの地域が抱える課題を明らかにし、解決に向けた行動を促すことで、国や世界が掲げる目標の達成に貢献するものです（図 1-9）。

健全な生物多様性を未来の世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちの大切な責任です。このことを改めて認識し、行動していくことが求められています。

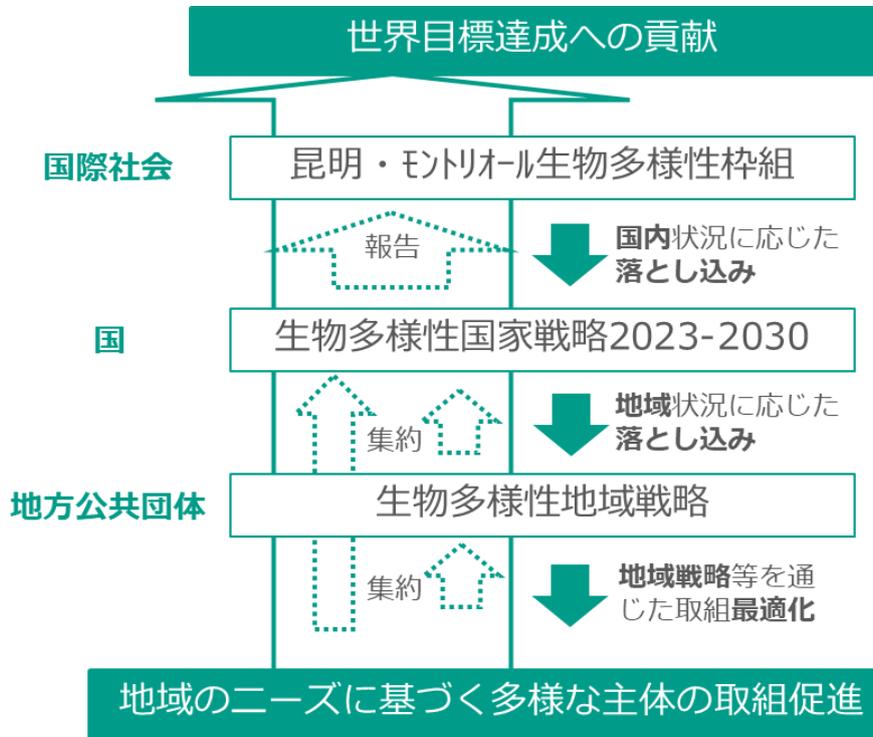


図 1-9 世界目標から地域戦略までのつながり

【出典】環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和 5 年度改訂版）」（令和 5（2023）年 5 月）

(2) 江東区で本戦略を策定する意義

江東区は、南に東京湾、西に隅田川、東に荒川があり、内陸部にも多くの河川が流れている等、水辺に恵まれた地理的・地形的な特徴を持っています。こうした中で、これまで親水公園や水辺の散歩道の整備、区独自の「ポケットエコスペース（「ビオトープ」に対する区独自の呼称）」の設置等、多様な緑地がつながるような環境づくりを進めてきました。これらの取組により、江東区には多くの生きものが棲んでおり、区民はそれらの自然から様々な恵み（生態系サービス）を受けています。

江東区では、これらのおかげがない自然や生きものの多様性を守り次世代へ確実に引き継ぐため、また、生物多様性がもたらす恩恵による区民一人ひとりのウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること）の一層の向上を図るため、現在直面している生物多様性の様々な課題に対応し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていきます。その実現に向け、2050年の将来像と2030年の目標を掲げた「江東区生物多様性地域戦略」を生物多様性基本法第13条第1項に基づいて策定します。



写真 1-1 しんすな新砂干潟のアオサギとカワウ



写真 1-2 仙台堀川公園のコシアキトンボ



写真 1-3 コミュニティガーデン
【出典】江東区ウェブサイト「コミュニティガーデン」



写真 1-4 区民の憩いの場：横十間川親水公園

1) 生物多様性の保全と利用

生物多様性を考えるうえで重要なことは、江東区だけでなく地球上の多様な生きものを「保全」ということです。生物多様性は様々な人間活動によって急速に失われてきており、現在、4つの大きな危機に直面しています。人類にとって欠かすことのできない生物多様性の保全は、私たち一人ひとりが自分事として捉えるべき喫緊の課題です。

一方、生きものから食べ物や木材のような資源を得ること、花見や釣り等のレクリエーション活動として親しむことといった「利用」の考え方も「保全」と同様に忘れてはならない重要な視点となります。

このように、「保全」と「利用」の2つの考え方があることをしっかりと認識したうえで、生物多様性について考える必要があります。生物多様性の「保全」と「利用」は相反するものではなく、互いに関係し合うものです。互いに協調した取組を推進していくことで、生物多様性の十分な「保全」と持続可能かつ賢明な「利用」を同時に達成していくことも可能になります。

2) 区民にとっての生物多様性のメリット

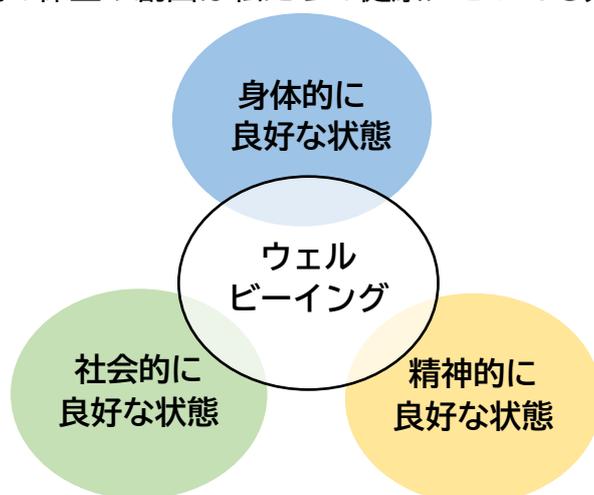
生物多様性の恩恵は区民のウェルビーイングにも密接に関連しています。例えば、公園の緑地や水辺等の自然に触れあうことで心の安らぎを感じることができ、緑地での散歩やウォーキングにより健康的な生活を送ることもできます。また、生きものの観察や保全活動、コミュニティガーデン（区施設を利用した地域の花壇）等の自然体験は、地域の人々との交流が生まれる他、こどもの積極性・自律性・協調性等の人づくりにもつながります。更には、生きものが生息・生育する緑地や水辺は、区民の生活において防災・減災に役立つだけでなく、景観や緑陰等を形成し心地よい空間を創出しています。

これらのことから、江東区にある生物多様性は様々なメリットが生まれるものであり、日々の生活にとって無くてはならないものと言えます。

コラム Well-being (ウェルビーイング)

ウェルビーイング (Well-being) とは、「良い状態」という意味であり、特に「身体的・精神的・社会的に良好な状態」のことを表します。これは、心身ともに満たされた幸福な状態を指すものであり、世界保健機関 (WHO) という組織が初めて発表しました。その後、SDGs でも目標に掲げられる等、日本を含め世界中で注目されてきています。

ウェルビーイングのためには、自然や生きものとのつながりを感じられることが必要であり、全ての生きものがこの先もずっと生きていける環境を守ることも大切です。研究では、緑地とのふれあいが心臓病や糖尿病、がん等の予防につながることも示されており、緑地の保全や創出は私たちの健康にとっても大切なことです。



【出典】 Hui-Ling Qiu et al. 「Greenspace mitigates the global disease and economic burdens of non-communicable diseases.」(令和7年(2025年)10月) One Earth. を参考に江東区作成

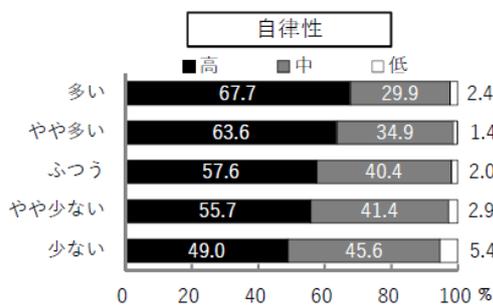
コラム 自然体験の効果

海や河川で泳ぐ、野鳥の観察、チョウやバッタ等の昆虫を捕まえるといった自然体験は、こどもの心身により効果をもたらすことが示されています。

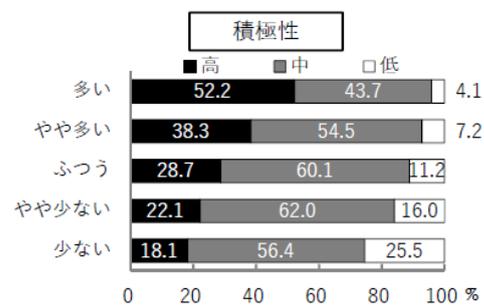
令和元年度（2019年度）に、全国の小学生～高校生を対象に実施されたアンケート調査では、自然体験が豊富なこどもは、自律性等の自律的行動習慣に関する指標や自己肯定感が高い傾向にあることが示されました。

一方、こどもの自然体験に関して、2010年代を通じて、経験したことがある人は減少または横ばいの傾向が見られました。これは、近年では、こどもたちが自然体験をできる場所やその機会が減少しつつある可能性を示しています。

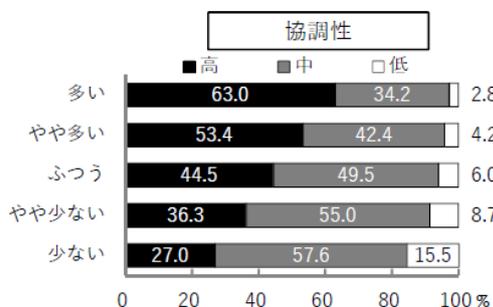
江東区では、こどもたちはもちろん、区民がみな自然環境に親しみ、心身ともに健康に生活できるよう取組を進めています。



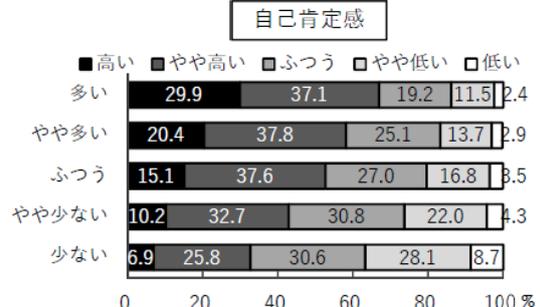
自然体験と自律性の関係
(小4～小6, 中2, 高2)



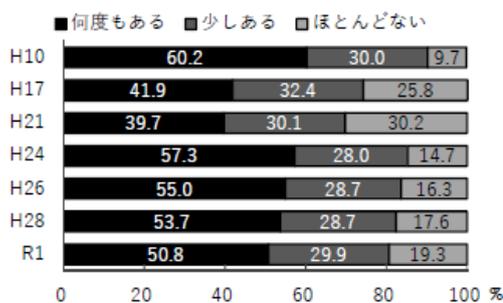
自然体験と積極性の関係
(小4～小6, 中2, 高2)



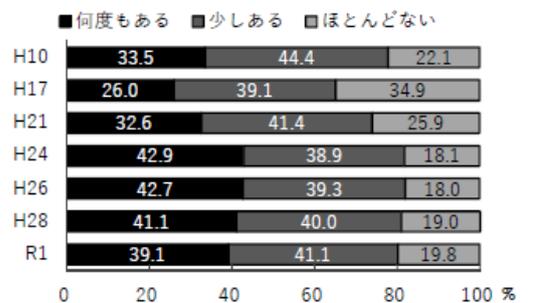
自然体験と協調性の関係
(小4～小6, 中2, 高2)



自然体験と自己肯定感の関係
(小4～小6, 中2, 高2)



海や河川で泳いだことの体験
(小4, 小6, 中2)



夜空いっぱいにかがやく星をゆっくり見たこと
の体験 (小4, 小6, 中2)

【出典】独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」
(令和3(2021)年3月)より作成

3) 事業者にとっての生物多様性のメリット

事業者にとっての生物多様性のメリットは、以下に示すとおり、7つの観点が考えられます。地域における保全や持続可能な利用の取組を通して、地域との信頼関係が深まり、企業活動の基盤が強化される他、社会的な評価の向上にもつながると期待されています。また、これらの取組に社員が参加することにより、社会貢献の意識が向上されるとともに、社員個人の健康や福利厚生にもつながります。

生物多様性の保全を支える取組として、企業や施設が国内外の認証制度を活用する動きも広がっています。認証を受けることで、対外的なイメージ・ブランド力、その取組施設の価値が向上するとともに、取組に対する更なる意欲の向上が期待されます。

このように、生物多様性の保全の取組は、事業者等にとっても様々なメリットがあると言えます。

○ 地域社会との信頼関係の構築	：地域での企業活動の円滑化を期待
○ 社員のエンゲージメント向上	：社員参加による健康・社会貢献の意識向上
○ 地域経済活性・長期的な事業基盤強化	：事業基盤の醸成
○ 社会的なリスクの管理	：地域での社会的なトラブルのリスク軽減
○ 新たなビジネスチャンスの創出	：地域のニーズ・課題の把握
○ 独自性の確立	：地域特有の価値を生かした企業活動
○ 住民等からの信頼性の向上	：イメージ・ブランド力向上

例) 企業緑地の利活用（マルシェ等）による地域コミュニティ・経済の活性化貢献
 や地域における新たなビジネスチャンスの創出
 地域緑地の保全活動への参加による地域社会との信頼関係の構築
 認証取得による ESG 投資の呼び込み 等

図 1-10 事業者が生物多様性の保全や持続可能な利用の活動に取り組むメリット

【出典】清水建設株式会社 提供資料を基に江東区作成

コラム 生物多様性の保全と事業者の持続的成長

生物多様性の保全は、企業にとっても重要な経済戦略となります。

多様な生態系は水資源や農産物、原材料の安定供給を支え、サプライチェーン（供給（supply）を鎖（chain）に見立てた、商品が消費者に届くまでの一連の流れのこと）のリスクを低減する他、自然災害の緩和や気候変動対策にも直結し、長期的なコスト削減につながります。

更に、ESG投資（環境（Environmental）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する取組を推進している企業に投資すること）やサステナビリティ評価（企業や組織が環境、社会、企業統治（ESG）に関連する取組をどの程度実践しているかを測定し、その結果を基に評価するプロセス）は、資金調達やブランド価値の強化に有利となります。生物多様性を守ることは、企業の競争力と持続的成長を確保するための投資でもあります。

コラム 様々な認証制度

国内外には緑地を対象とした様々な認証制度があります。これらの制度を活用することで、保全活動を行う事業者にもメリットをもたらす、活動のきっかけにもなります。

認証制度	指定団体	概要
LEED	国外	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ発のグリーンビルディング認証制度。建物の環境負荷低減と利用者の快適性の観点から建物の環境性能を評価する。
SITES	国外	<ul style="list-style-type: none"> ランドスケープに特化した環境認証制度。土壌、植物、水、ハードスケープの総体としてのランドスケープの便益を算出する。 建物がないプロジェクトでも評価対象となる。
OECM	国外	<ul style="list-style-type: none"> 保護地域以外の地域において、生態系の機能やサービス等の価値を備えた上で生物多様性の保全に長期的に貢献できる方法で管理されている地域。 国際データベースに登録することで 30by30 達成状況を評価。
自然共生サイト	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域。 このうち保護地域との重複を除いて OECM に登録される。
TSUNAG	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 優良緑地確保計画認定制度。 民間事業者等による①気候変動への対応、②生物多様性の確保、③ウェルビーイングの向上等に貢献する良質な緑地の確保の取組を評価・認定する。
江戸のみどり登録緑地	東京都	<ul style="list-style-type: none"> 在来種を積極的に植栽し、生物多様性保全に取り組んでいる緑地。 生きものの生息・生育環境への配慮に特に優れた緑地は「優良緑地」として登録。
SEGES	公益財団法人 都市緑化機構	<ul style="list-style-type: none"> 社会・環境貢献緑地評価システム。 企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取組を評価し、3つの観点で緑地を認定する制度である。
JHEP	公益財団法人 日本生態系協会	<ul style="list-style-type: none"> ハビタット評価認証制度。 ハビタット（野生生物の生息環境）の保全・再生・改変を行う事業全てを対象に、ハビタットの質・面積・時間の3軸により、事業前後の生物多様性の価値の増減を算出する。
ABINC 認証事業所	一般社団法人 いきもの共生事業推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動における自然との共生促進を目的とした、生物多様性に配慮した事業所（工場、都市、住宅等）の認証制度。

コラム TNFD（ティーエヌエフディー）

近年、「TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）：自然関連財務情報開示タスクフォース」という国際的な枠組みが注目されています。これは、企業が自社と自然環境や生物多様性との関わりを評価し、そのリスクや機会を情報開示するための仕組みです。これにより、世界の金融の流れを自然環境保全に向けての目指しています。TNFDは、気候変動に関する情報開示を進める「TCFD」の枠組みを参考にしており、企業は「ガバナンス」「戦略」「リスクと影響の管理」「指標と目標」の4つの柱に沿って情報を整理します。これにより、TCFDと合わせることで気候変動と自然環境の両面から環境リスクを総合的に把握することが可能になります。

日本では、令和4（2022）年4月より東証プライム市場上場企業においてTCFDに基づく情報開示が義務化されましたが、TNFDに基づく情報開示はまだ義務化されていません。しかし、TNFDに賛同する登録企業（TNFDアダプター）562社のうち、日本は154社と世界最多（2025.4.11時点）の登録数であり、日本企業の自然環境や生物多様性に対する意識の高さが表れています。

【出典】TNFDウェブサイト (<https://tnfd.global/>)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

4) 江東区の生物多様性に関する様々な課題への対処

江東区の自然環境は、東京湾や隅田川、荒川等に囲まれた特徴的な地形の中で、江戸期までは氾濫原の湿地・干潟環境が成立していました。その後、工業化や埋立、物流拠点としての産業化も進み、今では東京港全体のコンテナ取扱量の約40%を占める等、コンテナ基地として物流における重要な役割を担っています。これらの近代化により、元々成立していた湿地や干潟環境は急速に失われましたが、近年、都立公園や親水公園、ポケットエコスペース、民間緑地の造成や様々な主体による保全活動により、水辺と緑に囲まれた都市生態系として、多様な生きものが生息・生育する環境が新たに形成されています。

しかし、これらの都市生態系は、都市開発による緑地の減少、保全活動の担い手不足、外来種の侵入、日々の資源消費等の影響により、今後危機的な状況に陥る可能性があり
ます。また、インバウンド（外国人が日本へ旅行に来ること）を含め、オーバーツーリズム（観光客の増加による地域の生活や自然環境に影響をもたらすこと）により、江東区の生態系に影響が生じる可能性もあります。

こうした生態系の損失は、私たちの生活を支える自然の仕組みにまで影響を及ぼし、これまでの暮らしが維持できなくなるおそれもあります。また、こどもたちの世代に現代の豊かな暮らしを引き継ぐことができなくなる可能性もあります。私たちは将来世代に自然環境を残し、引き継ぐ責任があります。

これらのことから、江東区にある生物多様性を将来世代に引き継いでいくためには、生物多様性の保全及び回復と持続可能な利用を推進し、今ある様々な課題に適切かつ迅速に対処していく必要があります。

コラム ポケットエコスペース

ポケットエコスペースとは、江東区で使われている「生きものの暮らす場所」を意味する「ビオトープ」の親しみやすい呼び方で、比較的小さな面積の自然地を指します。令和7（2025）年10月1日現在、江東区内に52か所あります。

このような、江東区ならではの生きものが暮らせる環境を維持するためには、整備して終わりではなく定期的な管理が必要です。その維持管理活動は、民間団体のボランティアにより行われていますが、一方で、高齢化とともに活動の担い手不足が問題となってきました。また、施設の老朽化も課題となっています。



釜屋堀公園ポケットエコスペース



維持管理活動の様子

主な場所	箇所数
区立公園	12
小学校	34
幼稚園	5
区の施設 (えこっくる江東)	1
合計	52



▲詳しくはこちら

【出典】江東区ウェブサイト「ポケットエコスペース」
(<https://www.city.koto.lg.jp/470701/machizukuri/midori/shizen/7488.html>)

(3) 本戦略の位置付け

生物多様性を守るためには、様々な分野との連携が重要です。そのため、江東区では、生物多様性に関する他の計画や取組と内容の整合を図っています。また、最新の手引きやガイドライン、国や東京都等の地域戦略、関連計画と連携することで、今の社会の流れに合った、江東区にふさわしい計画づくりを目指しています。

「江東区生物多様性地域戦略」が、上位の計画や関連する法律・条例、各種手引き等とどのように関係しているかを図 1-11 に整理しました。

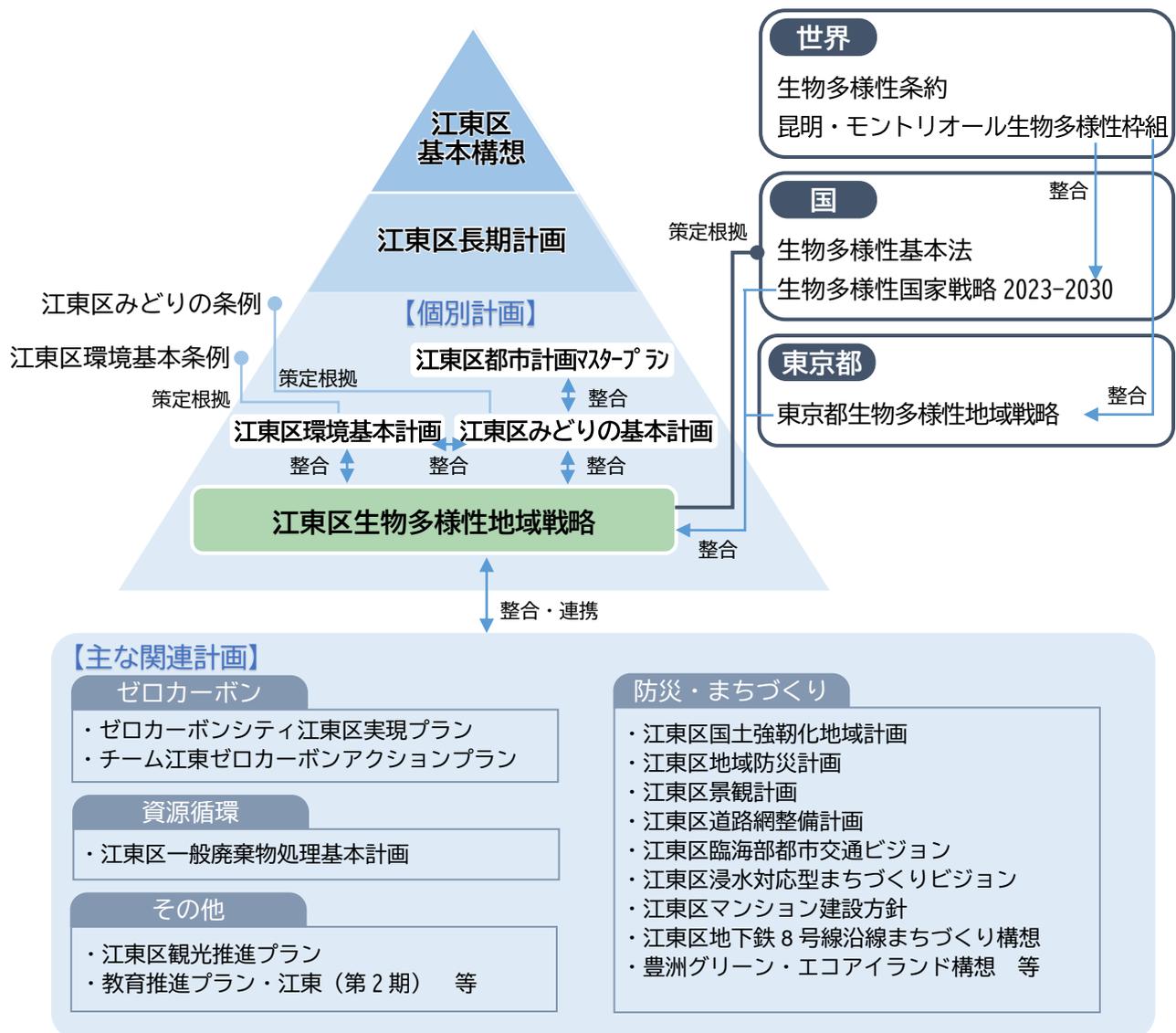


図 1-11 関連計画や手引き等における江東区生物多様性地域戦略の位置付け

(4) 戦略の対象地域

「江東区生物多様性地域戦略」の対象地域は、江東区全体です。海については、陸とつながっている海岸線の水際までを対象とします。ただし、対象地域の外であっても、生物多様性の保全に関わる重要な取組は、国や東京都、他区等と協力しながら進めていきます。

(5) 戦略の計画期間及び目標年

この戦略は、世界や国、東京都が進めている生物多様性の取組と歩調を合わせて進めることを目指しています。

国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、令和 32（2050）年を中長期的な目標年、令和 12（2030）年を短期的な目標年としています。江東区でもこれに合わせて、次のように目標年を定めています。

- ・ 令和 32（2050）年の将来像：江東区が目指す生物多様性のあるべき姿
- ・ 令和 12（2030）年の目標：ネイチャーポジティブの実現

江東区の戦略計画期間は、本区の他の関連計画との整合を図るため、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間としています。また、短期的な目標年である 2030 年を本計画期間の中間年次として、世界や国、東京都の各計画の改定を踏まえ、江東区の戦略も見直していく予定です。

